

公 募 説 明 書

下記に記載する内容及び条件において、当該業務等が実施可能であり、かつ、入札または企画競争を実施した場合、参加意思を有する者の有無を調査するため参加者確認公募に付す。

記

1. 参加者確認公募に付する事項

- (1) 公 募 件 名：「WPMソフトウェアの保守」
- (2) 趣旨及び概要：仕様書による。
- (3) 数 量：一式
- (4) 作 業 期 間：2019年 4月 1日 から 2020年 3月31日
- (5) 作 業 場 所：茨城県那珂郡東海村白方字白根2-53
公益財団法人核物質管理センター 東海保障措置センター内指定場所

2. 必要書類等の提出場所等

- (1) 契約事項を示す場所及び提出場所等

郵便番号：110-0015

所在地：東京都台東区東上野一丁目28番9号 キクヤビル3階

機 関 名：公益財団法人核物質管理センター

担 当 部 署：総務部 契約課

フリガナ：タノ ミホ

担 当 者 名：太野 美穂

電 話 番 号：03-5816-7765

F A X：03-3834-5265

M a i l：mitano@jnmcc.or.jp

- (2) 参加意志確認書の提出期限

2019年 2月20日(水) 午後4時まで

公益財団法人核物質管理センター 東京本部 総務部 契約課 必着(郵送可)

なお、参加意思確認書を郵送する場合、書留郵便若しくは配達記録が残るようにすること。

- (3) 提出書類

・仕様書別紙1.を証する資料 2部

3. 参加者確認公募に参加する者に必要な資格

- (1) 次の①～⑤に該当する者は公募に参加することができない。

①成年被後見人

②未成年者、被保佐人及び被補助人(契約締結のための必要な同意を得ている場合は除く。)

③破産者で復権を得ない者

④競争に参加することを妨げ、又は契約の締結もしくは履行を妨げ、公序良俗に違反した者であって、その事実があった後2年を経過しない者(代理人、支配人、その他のとして使用する者についても、同様とする。)

⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員もしくはこれらと関係する者

- (2) 2018年度 国・地方公共団体等における競争参加資格(東北、関東・甲信越)の「役務の提供等」の資格を有すると認められた者

4. 参加意思確認公募の手続き

参加意思確認書を提出した者に対して審査を行い、審査結果を通知する。

審査の結果、公募要件を満たす者が2者以上いる場合は、指名競争入札、複数者による見積合わせ又は企画競争を行う。

応募者がいない場合は、特定の者と随意契約の手続きを行う。

総務部長 水 原 泰

公益財団法人核物質管理センター

総務部長 水原 泰 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

参加意思確認書

2019年2月1日付で公示の下記の業務等について参加意思がありますので、参加意思確認書を提出します。

なお、本確認書に記載されている内容及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 業務等の名称 「WPMソフトウェアの保守」

2. 添付資料

- (1) 国・地方公共団体等における競争参加資格(東北、関東・甲信越)を証する書類
- (2) 本業務等の遂行に必要な資格及び実績を証する書類
- (3) その他必要な書類

※(2)及び(3)は、公募説明書において提出を求めた書類とする。

所 属
役 職 名
氏 名
電 話 番 号
F A X 番 号
電 子 メ ー ル

WPMソフトウェアの保守

仕様書

平成31年度

公益財団法人 核物質管理センター

1. 件名

WPMソフトウェアの保守

2. 目的

本仕様書は、公益財団法人核物質管理センター（以下、「センター」という。）情報管理部が使用するWPMソフトウェアに関する保守について定めたものである。

受注者が対象プログラムのメーカー（以下、「メーカー」という。）の代理店または特約店にあっては、センターの代理として別紙に示す保守をメーカーに依頼するものである。

3. 対象プログラム

メーカー	番号	プログラム名称	数量	備考
RICOH	DM0000	TotalFlow E-Report Manager 1year	1	
		TotalFlow E-Report Manager Base-E01	1	
		TotalFlow E-Report Manager Connector-E01	1	
		TotalFlow E-Report Manager Connector-E04	2	

4. 納入場所

茨城県那珂郡東海村白方字白根2-53
センター 東海保障措置センター内指定場所

5. 実施期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで。

6. 提出書類

メーカーは対象プログラムの保守に関し、プログラム名、プログラムの設置場所又は使用場所、プログラム番号、ライセンス使用権と同定する番号（ライセンス番号又はシリアル番号）、数量、対象期間等を記載している書面をセンター担当者に提出する。

7. 検収

6. 提出書類の確認により対象プログラムの保守に関する手続の完了を以って検収とする。

8. 協議

本仕様書に記載されている事項又は本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、センターと協議のうえ、その決定に従うものとする。

以上

ソフトウェアに関する保守の内容

1. 保守

メーカーは対象プログラムに対し、次に述べるサービスを個別または組合せて提供する。

(1) ソフトウェア・メンテナンス・サービス

メーカーは対象プログラムに対し、次のサービスを提供する。

- ① 最新バージョン、リリースまたはアップデートを提供する。
- ② 「プログラム」の誤りに対する修正プログラムを提供する。
- ③ 導入や技術支援に関する日常的かつ短時間の質問に対する応答、プログラム・コードに起因する障害に対するサポートを提供する。
- ④ サポート窓口のサービス提供時間中に、電話または電子アクセス（使用可能な場合）を介して、センター担当者によるのみサポートを提供する。

※最新バージョン、リリースまたはアップデートされたプログラムを、磁気テープを除くCD・DVD等の媒体でセンターに提供する場合、媒体の情報セキュリティ上の健全性を示す書面等を提出すること。ただし、この書面を提出できない場合は、センターの内部規定に従って、媒体の情報セキュリティ上の健全性を確認する。

2. 対象プログラム設置場所

茨城県那珂郡東海村白方字白根2-53

センター 東海保障措置センター内指定場所

以上